

経 第 5 9 9 号
令和2年11月17日

各関係団体の長 様

千葉県商工労働部長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について (通知)

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御協力いただきありがとうございます。
催物（イベント等）開催制限の上限人数については、9月15日にそれまでの人数制限を緩和することとし、11月末までの取り扱いとしたところですが、県内や近隣都県の感染状況等を踏まえ、12月1日から来年2月末までも基本的にこの取り扱いを維持しつつ、一部の催物について、収容率等を変更することとし、このたび、別添のとおり報道発表しました。

つきましては、今後の貴団体主催イベントの開催にあたっては、当該内容を踏まえていただきますとともに、当該報道発表内容について、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

なお、今回の取り扱いは、今後の感染状況等を踏まえ、見直す場合があることを申し添えます。

引き続き、感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。

(連絡先)

千葉県商工労働部経済政策課政策室

電話：043-223-2769

E-mail：keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp